

三菱UFJ信託銀行で【NISA 口座】をご利用されているお客さまへ
～マイナンバーご提出のお願い～

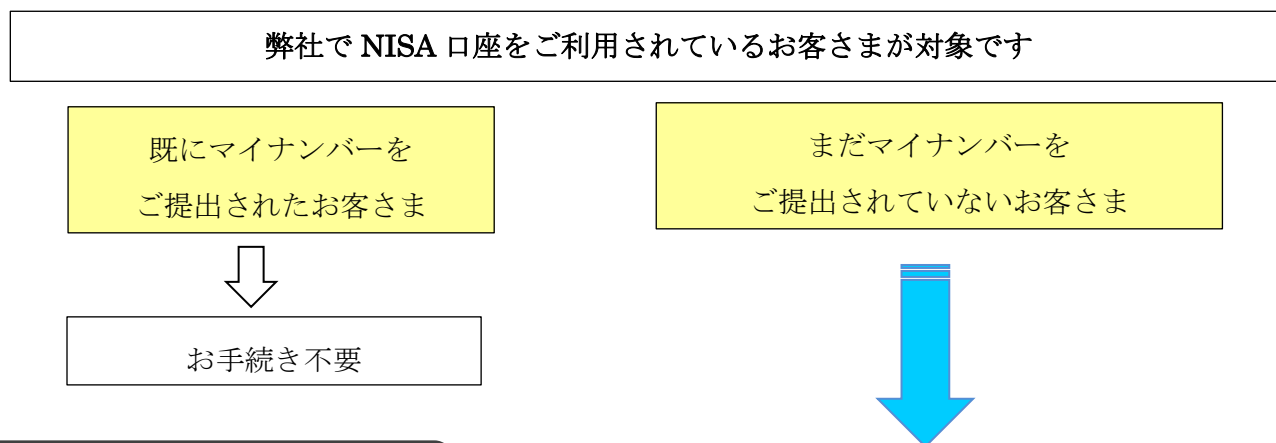
※既にご提出いただいたお客さまは、お手続きの必要はございません。

平成 28 年度税制改正において NISA 口座既利用者については、平成 29 年 9 月末までに取扱金融機関にマイナンバーを提出すれば、平成 30 年分以降の NISA 非課税枠の設定手続きが不要となる取扱いとなりました。

但し、平成 29 年 9 月末までに取扱金融機関にマイナンバーのご提出がない場合は、平成 30 年分以降の NISA 非課税枠の設定手続きがされないため、継続して NISA 口座をご利用いただくためには、改めて NISA 口座の新規開設と同じお手続きが必要になります。*

(*) とうしんつみたてや再投資を行っているお客さまは、平成 30 年以降の初回取引発生までに NISA 口座の開設が完了しない場合、自動的に課税口座での購入となります。

引き続き NISA 口座を円滑にご利用いただくためにも、期限までのマイナンバーご提出にご協力をお願いいたします。



マイナンバーのご提出方法

平成 29 年 8 月頃に対象のお客さまあてに「マイナンバー告知票」をお送りする予定ですので、お手元に届き次第、同封する返信用封筒にてご返送をお願いいたします（窓口へのご来店は不要です）。

以上